

特定非営利活動法人 神戸まちづくり研究所

定 款

特定非営利活動法人 神戸まちづくり研究所 定款

第 1 章	総 則	第 1 条から第 2 条
第 2 章	目 的 及 び 事 業	第 3 条から第 5 条
第 3 章	会 員	第 6 条から第 12 条
第 4 章	役 員 及 び 職 員	第 13 条から第 20 条
第 5 章	総 会	第 21 条から第 30 条
第 6 章	理 事 会	第 31 条から第 38 条
第 7 章	資 産 及 び 会 計	第 39 条から第 50 条
第 8 章	定款の変更、解散及び合併	第 51 条から第 54 条
第 9 章	そ の 他	第 55 条から第 57 条
	附 則	

平成12年	3月 1日	法人設立認証
平成18年	9月27日	定款変更認証（事業の整理と副理事長の複数体制、および文言の統一）
平成30年	5月24日	定款変更（主たる事務所移転、貸借対照表の公告）
令和 2年	7月16日	定款変更認証（招集、表決権等に電磁的方法を追加）
令和 5年	8月22日	定款変更（役員任期の短縮規定追加、所轄庁の変更、法改正による文言の変更）

特定非営利活動法人 神戸まちづくり研究所

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市東灘区深江北町4丁目8番19-202号に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第 3 条 この法人は、地域でまちづくり活動を行う個人や団体に対する支援を行うとともに、まちづくりに関する調査・研究及び政策提言を行い、地域住民の住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 様々な特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - [1] 民間非営利組織、市民活動及びまちづくりに係る調査・研究・研修・政策提言
 - [2] 民間非営利組織、市民活動及びまちづくりの支援事業
 - [3] まちづくり及び地域再生のために必要な事業
 - [4] その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - [1] 民間非営利組織、市民活動及びまちづくりに係る商品や書籍の開発・出版及び販売
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業活動を支援する個人及び団体

(入会)

- 第 7 条 この法人の入会についての条件は、この法人の目的に賛同するものであることとする。
- 2 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 理事長は、入会を認めないものに対して、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
 - 5 賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(年会費)

- 第 8 条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 次条の規定に基づき退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第 10 条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款などに違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

- 第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第 13 条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

- 第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、次の職員を置くことができる。
- (1) 研究所長
 - (2) 研究員
 - (3) 事務局長
 - (4) 書記
 - (5) 嘱託
- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種別)

第 2 1 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 2 2 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 2 3 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 正会員の会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。） その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 2 4 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 1 5 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 2 5 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 3 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 2 6 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から、選出する。

(定足数)

第 2 7 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 2 8 条 総会における議決事項は、第 2 5 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合はこの限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによつて、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章

理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画の変更、予算の追加及び更正
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった場合はこの限りでない。

- 2 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 3 9 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) 助成金収益
- (7) その他の収益

(資産の区分)

第 4 0 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 4 1 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 4 2 条 この法人の会計は、法第 2 7 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 4 3 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 4 4 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 4 5 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 4 6 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 4 7 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の多数による議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 4 8 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、類似の目的を持つ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 そ の 他

(書類及び帳簿の備付)

第 5 5 条 この法人は、法第 2 8 条第 1 項に定める書類及び帳簿を常に事務所に備え置かなければならない。

(公告の方法)

第 5 6 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(細則)

第 5 7 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小森	星兒
副理事長	大津	俊雄
理事	上田	耕藏
同	小林	郁雄
同	田村	太郎
同	野崎	隆一
同	三谷	真
同	室崎	益輝
監事	島田	誠
同	松本	誠
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2 0 0 0 年 5 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 4 4 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 4 9 条の規定にかかわらず、成立の日から 2 0 0 0 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 7 条及び第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	個人	1 0 0 0 0 円
	団体	3 0 0 0 0 円
賛助会員	個人	3 0 0 0 円
	団体	1 0 0 0 0 円

特定非営利活動法人 神戸まちづくり研究所

〒651-0076 神戸市東灘区深江北町4丁目8番19-202号

tel : 078-855-8520 fax : 078-436-2121 e-mail : LET07723@nifty.ne.jp